

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	令和7年4月11日 ~ 令和7年7月18日 (10週間+1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	大宮国道事務所発注の「R3国道4号幸手(3)外路面復旧工事」において、アスファルト舗装を施工したが、設計図面で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが令和7年1月17日判明した。また、同事務所発注の「R3・4・5大宮維持工事」、「R3浦和・大宮出張所管内舗装修繕他工事」、「R2熊谷春日部国道出張所管内舗装修繕工事」、「R4大宮・熊谷国道出張所管内舗装修繕工事」、「R4さいたま地区交通安全対策工事」、「R4・R5浦和維持工事」、「R4国道17号上尾道路外環状整備工事」、「R3大宮国道管内道路17号CCTV設備整備工事」、東京国道事務所発注の「R3・4・5亀有維持工事」、横浜国道事務所発注の「R3国道357号福浦外電線共同溝工事」、「R3国道1号外湘南・小田原出張所管内舗装修繕他工事」、長野国道事務所発注の「R1国道18号赤沼地区舗装修繕工事」、関東地方整備局発注の「R4年度 東京国際空港B滑走路他舗装改良工事」、東京空港整備事務所発注の「R4年度 東京国際空港K誘導路舗装改良工事」においても設計図書と異なる仕様のアスファルト合材を使用したことが判明した。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	令和7年4月11日 ~ 令和7年7月10日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	宇都宮国道事務所発注の「R4国分寺・小山出張所管内路面補修工事」において、アスファルト舗装を施工したが、設計図面で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。また、同事務所発注の「R4国道4号雀宮駅前地区外路面復旧他工事」、「R5国分寺出張所管内交通安全対策工事」、「R3国道4号宮の内2丁目交差点改良工事」、「R3国分寺出張所管内路面補修工事」においても設計図書と異なる仕様のアスファルト合材を使用したことが判明した。
丸和工業株式会社	1030001062110	埼玉県北本市宮内5-351	令和7年4月25日 ~ 令和7年5月8日 (2週間)	指名停止等措置要領 別表第1第8号 (一般工事事故)	令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させたことについて、令和6年11月12日労働安全衛生法違反により、古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けその刑が確定した。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新宿1-18-17	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1-1-1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4-2-5	令和7年6月20日 ~ 令和7年10月19日 (4ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8-1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

関電ファンリティアーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1-3-7	令和7年7月4日 ~ 令和7年10月3日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことよって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けたこと、また、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことよって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが、建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府から指示処分を受けたことにより、令和6年12月19日付け建設業許可局(大阪府)から監督処分を受けた。
大成産業株式会社	44220001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262-9	令和7年7月4日 ~ 令和7年10月3日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第4号(贈賄)	代表取締役及び社員が、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同僚職員が大成産業に對し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄に容疑で逮捕された。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006	令和7年7月18日 ~ 令和7年8月17日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1-1-2	令和7年7月18日 ~ 令和7年9月17日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
パナソニック関東設備株式会社	9070001001445	群馬県前橋市古市町1-50-14	令和7年7月18日 ~ 令和7年9月17日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年7月18日 ~ 令和7年10月17日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けたもの、また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	令和7年7月18日 ~ 令和7年10月17日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適合者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われ、この取消を受け建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から指示処分及び業務停止処分(22日間)を受けた。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年7月18日 ~ 令和7年8月17日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適合者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われ、この取消を受け建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から指示処分及び業務停止処分(22日間)を受けた。

ランゲート株式会社	1130001019265	京都府京都市下京区立売東町2 8 - 2	令和7年7月28日 ~ 令和7年8月27日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	元社長及び元役員が令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った受託費3億6000万円のうち、返すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあると、令和7年6月11日詐欺容疑で警視庁に逮捕された。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町8 1 2	令和7年8月8日 ~ 令和7年11月7日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	専務取締役が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させてとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたこと、また、令和7年7月9日にさいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
関東建設工業株式会社	4070001018972	群馬県太田市飯田町1 5 4 7	令和7年8月8日 ~ 令和7年10月7日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させてとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたこと、また、令和7年7月9日にさいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
多野産業株式会社	4070001012471	群馬県藤岡市藤岡1 8 5 8 - 1	令和7年8月8日 ~ 令和7年11月7日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	代表取締役が、令和6年6月頃、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	3010001035099	東京都港区虎ノ門1 - 2 3 - 1	令和7年9月5日 ~ 令和7年11月4日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年6月23日、公正取引委員会により公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除命令措置が行われたと公表された。
株式会社ティーバランス	6011801028165	東京都足立区綾瀬3 - 2 1 - 1 3	令和7年10月6日 ~ 令和7年11月5日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に、事実と異なる監視技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分(指示処分)を受けた。
丸浜舗道株式会社	4090001002066	山梨県甲府市東光寺1 - 7 - 8	令和7年10月6日 ~ 令和7年11月5日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。このことが建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督処分(指示)を受けた。
株式会社大達土木	4011700101777	東京都江戸川区西篠崎2 - 2 4 - 1 1	令和7年10月6日 ~ 令和7年12月5日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項違反して、これらの下請業者に対する指導を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図において、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分(営業停止25日間)を受けた。
株式会社中央技術コンサルタンツ	5011101013001	東京都新宿区西新宿8 - 5 - 1	令和7年10月24日 ~ 令和7年12月23日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号ロ (公契約関係競売等妨害又は談合)	東北支店長が、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、東北支店長は、同市が発注した別の業務においても同市職員が漏洩した情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5	令和7年11月11日 ~ 令和8年8月10日 (9ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正及び不誠実な行為)	国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求した。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年11月21日 ~ 令和8年1月20日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	月1回の頻度で開催される部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換の際、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを含意、加えて令和4年4月以降も鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち、特に販売価格の引き上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを含意したことに対し、令和7年9月24日、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表された。
極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和7年11月21日 ~ 令和8年1月20日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	月1回の頻度で開催される部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換の際、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを含意、加えて令和4年4月以降も鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち、特に販売価格の引き上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを含意したことに対し、令和7年9月24日、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表されたこと、また、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
東邦車輛株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡赤松町大字赤堀4120	令和7年11月28日 ~ 令和8年1月27日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため、特定トレーラーの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラーの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラーの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、令和3年12月22日までに、令和4年2月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、同年7月12日までに、同年8月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意、令和4年8月以降も引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラーの原材料の価格等が高騰していたことから、同年12月22日までに、令和5年2月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意したことに対し、令和7年9月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表された。
日本トレス株式会社	6180301010542	愛知県豊川市伊奈町南山新田350	令和7年11月28日 ~ 令和8年1月27日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため、特定トレーラーの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラーの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラーの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、令和3年12月22日までに、令和4年2月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、同年7月12日までに、同年8月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意、令和4年8月以降も引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラーの原材料の価格等が高騰していたことから、同年12月22日までに、令和5年2月1日以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げるとを含意したことに対し、令和7年9月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表されたこと、また、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
八咫商事合同会社	8430003012891	北海道札幌市西区山の手5-2-3-23	令和7年12月1日 ~ 令和7年12月31日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	陸上自衛隊富士学校発注の静岡県内の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したことが建設業法第2条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月16日静岡県知事より指示処分を受けた。
赤城造林有限会社	7070002035345	群馬県沼田市利根町根利450	令和7年12月12日 ~ 令和8年1月11日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正及び不誠実な行為)	群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告を行わなかった。このことにより事業者及び代表取締役(当時)が、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反で、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日に刑が確定、令和7年7月28日に群馬県から建設業法第2条第8条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	6040001026134	千葉県市川市鬼高4-3-5	令和7年12月19日 ~ 令和8年2月18日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係販売等妨害又は談合)	元従業員が千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉県検に公契約関係販売等妨害の疑いで略式起訴されたもの。
松浦建設株式会社	1021001033176	神奈川県小田原市新屋82-1	令和7年12月19日 ~ 令和8年3月18日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第3号イ (贈賄)	元代表取締役及び元営業部長が神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が取附容疑で逮捕された事件で、便宜を図った見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分商品券を渡したとして、令和7年9月24日、横浜地検に贈賄の罪で起訴されたもの。

株式会社ニッパツパーキングシステムズ	1020001085203	神奈川県横浜市西区北幸2-8-19	令和8年1月6日 ~ 令和8年2月16日 (2週間)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	令和3年から令和6年の間に東京及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかったことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分(15日間)を受けたもの。
東京ガスコミュニケーションズ株式会社	8010401000838	東京都新宿区西新宿3-7-1	令和8年1月6日 ~ 令和8年3月5日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理監督者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分(22日間)を受けたもの。
有限会社兼平	8012402005980	東京都国立市青柳2-10-14	令和8年1月9日 ~ 令和8年2月19日 (6週間)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分(7日間)を受けたもの。
株式会社KIKUZAKI電気	7012401035690	東京都多摩市露訪1-5-9	令和8年2月20日 ~ 令和8年3月19日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	令和7年3月から同年7月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置技術者を専任で置かなければならない工事において配置した主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させたことが同法第28条第1項本文に該当するとして令和7年12月15日、東京都知事より監督処分(指示)を受けたもの。
REBORNGROUP株式会社	2011001157446	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	令和8年2月20日 ~ 令和8年3月19日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	令和5年12月から令和7年5月までの間に神奈川県内で請け負った電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結したことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして神奈川県知事より監督処分(指示)を受けたもの。
有限会社成瀬舗設	6012302003566	東京都町田市高ヶ坂3-14-10	令和8年2月20日 ~ 令和8年3月6日 (2週間)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	令和6年7月23日、神奈川県横浜市の整地工事において、車両系建設機械であるローラーを使用して配下の労働者に該当工事の転圧作業を行わせるにあたり、転圧する敷地端部が傾斜で、その先に1.2メートルの段差があり、同ローラーの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、同ローラー誘導のための誘導員を配置せず、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じず、労働者がローラーごと転落し死亡する工事関係者事故が発生させ、同社及び同社使用者が令和7年4月10日、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反により罰金刑に処されたもの。
杉山管工設備株式会社	2020001053679	神奈川県横浜市中区海岸通1-3	令和8年2月20日 ~ 令和8年3月19日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	令和5年12月から令和7年9月にかけて施工した管工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分(指示)を受けたもの。